

(電子メール施行)

令和7年4月23日

各旅行業協会 御中

宮城県・仙台市

宮城県・仙台市における宿泊税の課税開始に関する周知について（通知）

宮城県・仙台市の観光行政並びに税務行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮城県・仙台市では、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備、交流人口の拡大を図る施策に要する費用に充てるため、令和8年1月13日より法定外目的税である宿泊税の課税を開始します。

つきましては、貴会会員への周知について御協力をお願い申し上げます。

(担当)

宮城県総務部税務課	TEL:022-211-2324
経済商工観光部観光戦略課	TEL:022-211-2823
仙台市財政局税務部市民税企画課	TEL:022-214-8443
文化観光局観光交流部観光戦略課	TEL:022-214-8259

宿泊税に関するお知らせ

旅行業関係の皆様へ

写真提供:宮城県観光戦略課

宿泊税の目的

観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実などを目的としております。



観光資源の魅力向上

旅行者の受け入れ環境の充実

 **宮城県**







 **仙台市**

写真提供: 宮城県観光戦略課

宿泊税の概要



宮城県と仙台市における宿泊税の概要は、以下のとおりです。

 課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
 納税義務者	宿泊者
 税額	1人1泊あたり300円 ※ 仙台市内は宮城県分100円・仙台市分200円の計300円 ※ 仙台市を除く宮城県内の市町村は宮城県分300円のみ
 免税点	1人1泊あたり6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の宿泊は課税しません。
 課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動に伴う宿泊 ・保育所及び認定こども園等における活動に伴う宿泊 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※ 教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除の詳細はP7でご説明します。
 課税開始	令和8年1月13日（火） ※ 令和8年1月12日から翌1月13日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。 ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

ご協力をお願いしたいこと



宿泊者向けの分かりやすい周知にご協力をお願いします。



具 体 例

予約申込画面に、宿泊税の有無について掲載する。



具 体 例

宿泊税の支払方法を掲載する(クレジットカード払いや現地払いなど)。



具 体 例

宿泊税を事前決済した場合、支払われた宿泊税の額を領収書に表示する。



具 体 例

予約サイトに宮城県および仙台市の宿泊税の概要を掲載する。

※ 宮城県および仙台市のホームページのリンクを掲載する方法でも可。

※ ホームページのURL等についてはP7参照。

※可能な範囲での対応をご検討ください。



ご協力をお願いしたいこと



各宿泊施設への周知にご協力をお願いします。



具 体 例

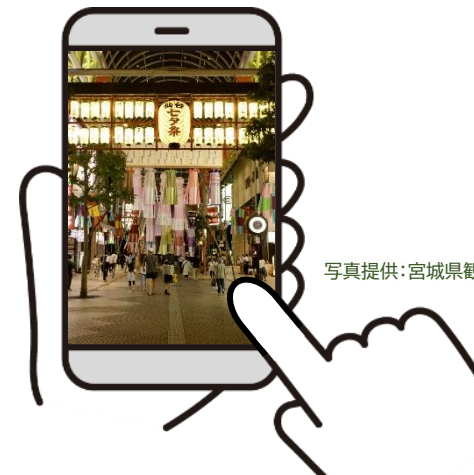
予約サイトの販売価格設定時、宿泊税を含めるか含めないか等について周知する。



具 体 例

宿泊施設が企画するプランに、宿泊税がかかる旨の注意書きを掲載するよう周知する。

※可能な範囲での対応をご検討ください。



写真提供:宮城県観光戦略課

ご協力をお願いしたいこと



課税免除に関して、教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除について、該当する宿泊者に以下の注意点をお伝えください。



注意点

学校長等が作成した証明書を宿泊施設へ提出する必要があります！



注意点

証明書を宿泊施設へ提出しない場合、課税免除とはなりません！



証明書の様式は、後日、宮城県と仙台市のホームページに掲載いたします。
ホームページへのアクセスについてはP7をご覧ください。

学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書

宿泊日	年月日から	年月日まで	()泊
活動の概要	<学校・幼稚園> <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 部活動（※1） <input type="checkbox"/> その他の教育課程内の学校行事等（ ）		
	<保育所等の施設> <input type="checkbox"/> 行事（ ）		
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設		
宿泊施設名称			
課税免除対象の宿泊人数（※2）			
備考			

※1 部活動とは、以下の要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動などは含まれません。

年月日

所在地

学校名又は施設名 _____




学校長名又は施設長名 _____





課税免除の対象となる具体例について

教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除について、対象となる者、対象とならない者の例は、以下のとおりです。

対 象

-  生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者である教師や保育士
-  心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
-  部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラーなど

対 象 外

-  旅行業者の添乗員、カメラマン
-  応援のための保護者、審判など



写真提供：宮城県観光戦略課



このほか、課税免除に関する詳細については、「宿泊税特別徴収の手引き」をご覧ください。なお、手引きはホームページに公開しております。ホームページへのアクセスについてはP7をご覧ください。



宿泊税

宮城県 宿泊税 🔍検索



<https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index.html>

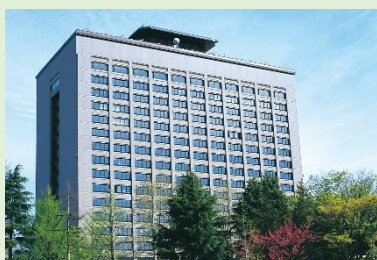
お問い合わせ

税務課課税班

観光戦略課観光政策班

☎ 022-211-2324

☎ 022-211-2823



宿泊税に関するお知らせ

仙台市 宿泊税に関するお知らせ 🔍検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

宿泊税

仙台市 宿泊税 🔍検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

お問い合わせ

市民税企画課

観光戦略課総務係

☎ 022-214-8443

☎ 022-214-8259